

アジア保育・教育交流推進実行委員会申し合わせ（規約）

第1条（名称・事務所）

本会は、アジア保育・教育交流推進実行委員会（略称：大阪マイペンライ）と称し、事務所を大阪市港区波除4-1-37 HRCビル 部落解放同盟大阪府連内に置く。

第2条（目的）

本会は、1億人もの学校に行けない子どもたちが存在し、乳幼児死亡率が高いアジア各国のスラムや農村の子どもたちのきびしい現実を直視し、国連子どもの権利条約の精神にのっとり、アジアの各地の民衆教育や児童福祉にかかわる人々との草の根交流とネットワークの形成をめざす。そして、これらの取り組みを通じて、アジア各地の学校や保育所をはじめ地域の教育・生活・福祉の環境を整備し、同時に日本の子どもたちがアジア市民として育まれるよう多文化共生の保育・教育の一層の推進をめざすことを目的とする。

第3条（会員）

本会は、会の趣旨に賛同する個人及び団体でもって組織する。本会に入会を希望するものは、会員の推薦を得て役員会に申し出て承認を得るものとする。

会員は、会費を納め、本会の目的達成に向け、それぞれの持ち場で創意工夫をこらし自発的に活動するものとする。

会費の納入が長期にわたり滞った場合は（2年以上）、会員継続の意志がないものと見なし、役員会の議決を経て会員名簿から削除し、脱会の手続きを行う。

第4条（会費）

本会の会費は、次の通りとする。

個人会費	年間1口	3000円
団体会費	年間1口	10000円

第5条（役員）

本会に代表、副代表、事務局長、事務局次長、幹事、運営委員などの役員を置く。役員は総会で選出する。

代表は本会を代表し、会を統括する。事務局長は本会の事務を統括し、日常業務を処理する。事務局次長は事務局長を補佐し、日常業務を分掌する。幹事のうち、1名は会計業務を分掌する。

第6条（会議及び組織）

本会の運営のため、総会、役員会、事務局会を設置する。

総会は役員会の決議を経て、代表が年1回以上招集し、事業計画、予算、役員などを決定する。

役員会は代表、副代表、事務局長、事務局次長で構成し、必要に応じて代表が招集し、本会の重要事項を処理する。

事務局は事務局長が統括し、日常業務を処理する。

第7条（活動）

本会の目的達成のために、次の活動を進める。

アジアの保育・教育関係者との相互交流に取り組む。また、アジア各地へのスタディツアーを企画・実行する。

アジアの保育・教育関係者を日本に招き、現職研修（保育・教育の理論、技能向上）事業に取り組む。

「サワディ基金」を設立し、農村やスラムの保育所、幼稚園で働きながら夜間専門学校に学んで、保母・教師の資格取得を目指す若者達への奨学金を支給し支援する。

機関誌「マイペンライ」などを定期発行する。

その他、目的達成に必要なことがらに取り組む。

第8条（規約改正）

本会の規約は、総会において3分2以上の賛同を経て改正することができる。

第9条（財政・会計監査）

本会の財政は、会費、助成金、寄付金、その他でまかなう。

会計年度は4月1日から翌年の3月31日とする。

（付則）

この申し合わせは、1993年4月7日より施行する。

一部改正 1997年4月11日 一部改正 2003年6月10日

一部改正 2010年4月25日